

『クロネコ輸出ファクタリングサービス』

〔英文名：Yamato Export Factoring Service〕

2017年

 ヤマトクレジットファイナンス株式会社

〒171-0033 東京都豊島区高田3-15-10 国際物流金融部 電話：03-5956-7325

ヤマトグループは、ヤマトホールディングス株式会社(当社)および子会社、関連会社により構成されており、デリバリー事業、BIZ-ロジ事業、ホームコンビニエンス事業、eビジネス事業、フィナンシャル事業、オートワークス事業、その他の事業の7つの事業を主な事業としているほか、これらに附帯するサービス業務などを営んでいます。

→ デリバリー事業
小口貨物輸送サービス



→ BIZ-ロジ事業
企業間物流サービス



→ フィナンシャル事業
決済などの金融サービス



→ e-ビジネス事業
情報システム開発



→ ホームコンビニエンス事業
生活支援サービス



→ オートワークス事業
車両整備など



→ その他の事業
幹線輸送、人材派遣など



ヤマトクレジットファイナンス株式会社

ヤマトクレジットファイナンスは ヤマトグループの金融会社です

私たちは、ヤマトグループの金融会社として、ショッピングクレジットのお取り扱いから、お客様に最適な「BtoB」「BtoC」向け金融ソリューションをご提案する、「金融サービス+物流金融ソリューション提供会社」です。ヤマトグループの金融会社ならではのサービスでお客様のお役にたてるよう、力を注いでまいります。



「BtoB取引」売掛決済といえば
クロネコ
あんしん決済サービス



「BtoC通販」の後払い決済といえば
クロネコ
代金後払いサービス



ショッピングクレジット



分割払いサービスの導入で販売促進・
販路拡大

ABL

(無擔命・動産担保融資ソリューション)



キャッシュフロー改善による事業
の拡大、経営改善を支援

グローバル調達支援 ペイメントサービス



海外調達コストの削減を可能に

●世界最大の自由貿易圏の誕生

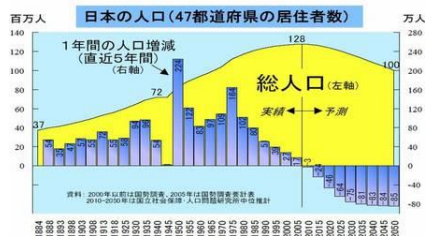


TPP

(環太平洋戦略的経済連携協定)

<世界人口の約4割、世界の国内総生産(GDP)の約6割を占める自由経済圏が誕生>

●少子高齢化⇒消費の減少



国内マーケット縮小

●アジア諸国の発展⇒富裕層増加

●世界的な日本食ブーム



グローバル化

●農林水産ニッポンブランド輸出促進都道府県協議会

●6次産業化推進



公共支援

拡大する アジア市場

- 販売方法の多様化
- 買手の小規模化
- 商品代金の小額化

買手が小規模で取引金額が少額だと、商品代金の未回収リスクをヘッジする手段がない。

クロネコ輸出ファクタリングサービスの概要

債権譲渡によりお客様の未回収リスクをヘッジし、お客様の輸出販売の拡大推進に貢献します。



- ◆ お客様に代わって、海外の買手の信用力をヤマトが調査し、利用限度額を設定します。
- ◆ 予め貴社と買手の間で合意した期日に、商品代金をヤマトが貴社にお支払いします。
- ◆ 同日に商品代金は、海外の買手からヤマト宛に支払われます。
- ◆ 海外の買手からの支払いが遅延した場合の督促等は、ヤマトの責任で行います。

① スピーディーな
新規事業の立上げ

面倒な海外審査・与信管理はヤマトに任せて、スピーディーに海外販売事業を立上げ！

② 審査・与信管理のアウトソースで
コスト削減

自社の中で、海外審査部門や海外経理組織を構築しないので、経費の変動費化が可能！

③ スピード審査で
商圈拡大

買手審査を一週間で提供。速やかな販売先に対する意思決定を支援！

④ 経営資源の営業集中で
営業強化

スタッフを海外新規開拓に集中することによる営業強化、売上アップ！

サービスの概要

1	サービスの概要	① お客様の海外の買手に対する輸出債権を、ヤマトクレジットファイナンスに債権譲渡することによって、お客様の未回収リスクをヘッジするサービスです。 ② お客様に代わって海外の買手の信用力を審査し、利用限度額を設定します。
2	決済通貨	日本円、米ドル、ユーロ、英ポンド（※外貨の場合、6番の手数料の他に3,000円の外貨取扱手数料が発生します）
3	対象国	ヤマトグループの海外拠点展開国 （中国、台湾、韓国、香港、シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、フィリピン、米国、カナダ、メキシコ、オランダ、ドイツ、ベルギー、フランス、英国、イタリア、チェコ、ハンガリー、スペイン）
4	対象商品	公序良俗に反しないもの
5	取引代金の精算	① 買手は、あらかじめお客様と取り決めた期日に、個別取引に係る代金をヤマトクレジットファイナンスが指定する日本の金融機関まで、送金手数料を負担して支払うものとします。 ② ヤマトクレジットファイナンスは、買手とお客様があらかじめ取り決めた期日に債権譲渡された債権の金額を、お客様が指定する金融機関まで、債権譲渡に係る手数料を差し引いて支払うものとします。
6	手数料および費用 (課税)	① 初期登録手数料 32,400円(内消費税 2,400円) ② 買手審査料 5,940円(内消費税 440円)/買手 ③ サービス利用手数料 7%(債権譲渡金額に対して)
7	国際輸送	本サービスをご利用いただくために、国際輸送はヤマトグループをご利用頂きます。

 ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社

 国際貨物輸送サービス

ヤマトグループのネットワークで、安全・確実な国際一貫輸送サービスをご提供します。



ご利用条件

1	輸出債権譲渡基本契約	<p>① ヤマトクレジットファイナンスは事前にお客様の審査をさせて頂き、お客様の債権譲渡利用限度額(3,000万円を限度とします)を設定します。</p> <p>② お客様とヤマトクレジットファイナンスの間で、輸出債権譲渡基本契約を締結します。</p>
2	買手の審査と利用限度額の設定	<p>① お客様に買手ごとの「利用限度額設定依頼書」を申請して頂き、審査の上、買手ごとの債権譲渡「利用限度額通知書」を交付します。</p> <p>② 最長決済期間は、90日とします。</p>
3	買手への告知と承認	お客様は、あらかじめ本サービスについて<Introductory Letter>を買手へ送付し、本サービスの利用について買手の承認を入手して頂くものとします。
4	債権の発生と債権譲渡の時期	<p>① お客様の買手に対する債権が発生すると同時に、当該債権はお客様からヤマトクレジットファイナンスへ譲渡されるものとします。</p> <p>② お客様が買手に対して発行するインボイスには、当該債権がヤマトクレジットファイナンスに譲渡され、ヤマトクレジットファイナンス宛に指定の金融機関まで送金しなくてはならない旨記載して頂きます。</p>
5	紛争債権と譲渡債権の買戻し	<p>① 輸出価格、数量、品質等に係る契約条件の不一致または納期の遅延等、お客様と買手との輸出契約及びその解釈の違いによる輸出代金の支払い拒絶、輸出貨物の受領拒否または返品等による買手の不払いが発生(紛争債権)したとヤマトクレジットファイナンスが判断した場合、お客様は買手との間に発生している紛争の解決に努めなくてはなりません。</p> <p>② 3か月以内に当該紛争を解決できず、買手が当該債権の支払いを拒絶した場合、ヤマトクレジットファイナンスがお客様から譲渡された債権を、お客様に買い戻して頂きます。</p>



■羽田クロノゲート ～海外と国内の結節点～

ヤマトグループの物流機能が集結した大型複合施設

羽田クロノゲートは、日本全国を結ぶ宅急便ターミナル、在庫保管や流通加工を行う物流センター、スピード配送を行う国内航空便、航空輸送や海上輸送による国際物流などの様々な機能が一体化した大型複合施設です。

利用申込から審査・利用限度額設定、取引開始まで

